

人材育成制度について

対象受検機関：地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所

事務事業の概要	検出事項	改善を求める事項(意見)
<p>研究所では、「調査研究力向上」として、職員表彰の実施や大学院修学及び通信教育受講を支援している。</p> <p>「職員の大学院修学支援に関する規程」等（以下「規程」という。）を定め、「法人採用職員の自主的な能力開発の推進及び職務遂行能力の向上」等を目的として、勤務時間外の通学を条件に費用（入学料、授業料）の2分の1相当額を支援している。</p> <p>平成27年度は、大学院修学支援4名、通信教育受講支援5名に合計967千円を支出している。</p> <p>＜参考＞【職員の大学院修学支援の実施に関する要綱】（大阪府） （目的） 第1条 この要綱は、府の職員（国の機関、他の地方公共団体、地方独立行政法人等への派遣職員、警察職員、教員及び非常勤職員を除く。以下「職員」という。）が自主的な研修として正規の勤務時間外の時間に大学院における課程において修学することを支援するために必要な事項を定め、職員の自主的な能力開発の推進及び職務遂行能力の向上を図るとともに、府政の業務遂行上の諸課題について専門的な研究を行い、及び高度な専門知識と技能を有する職員を育成し、もって府政の適正かつ効率的な運営に資することを目的とする。</p> <p>（支援金の交付決定の取消し） 第17条 人事局長は、支援対象者が次の要件のいずれかに該当する場合は、第15条第3項の規定による支援金の交付を取り消す。ただし、人事局長が別に定める事由に該当する場合には、この限りではない。 (3) 対象課程への入学後6年以内に対象課程を修了した場合であって、修了した月の末日の翌日から起算して職員としての在職期間が3年に達するまでの間に離職したとき。</p> <p>（支援金の返還） 第18条 前条第1項の規定により支援金の交付の決定を取り消された職員が、既に支援金を交付されている場合は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額を返還しなければならない。</p>	<p>「規程」には、「支援金の交付決定の取消し」及び「支援金の返還」に係る定めが無く、修学後、離職した場合、公費執行の有効性が問われる。</p> <p>【職員の大学院修学支援に関する規程】（法人） （目的） 第1条 この規定は、法人採用の職員（雇用期間に定めのある職員を除く。）が自主的な研修として正規の勤務時間外の時間に大学院において修学することを支援するために必要な事項を定める。この規定は職員の自主的な能力開発の推進及び職務遂行能力の向上を図り、もって法人業務の適正かつ効率的な運営を推進することを目的とする。</p> <p>【職員の通信教育等受講支援に関する規程】（法人） （目的） 第1条 この規定は、地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所（以下「法人」という。）の職員が、正規の勤務時間外の時間に自己研鑽として、通信教育等を受講する場合の支援に関して必要な事項を定め、職員の見識及び自己啓発意識の向上を図るとともに、各職階に応じた職務遂行能力を有する職員を育成し、もって法人業務の適正かつ効率的な運営に資することを目的とする。</p>	<p>人材育成として行われている大学院修学支援等については、「支援金の交付決定の取消し」及び「支援金の返還」に係る条文を「規程」に入れるよう改善されたい。</p>
<p>措置の内容</p>		
<p>大学院修学支援等については、規程を廃止し、新たに「職員の大学院修学支援に関する要綱」及び「職員の通信教育講座等受講支援に関する要綱」を制定し、「支援金の交付決定の取消し」及び「支援金の返還」に係る条項を規定した。</p>		

監査（検査）実施年月日（委員：平成29年1月13日、事務局：平成28年11月7日から同月8日まで）